○個人情報保護委員会規則第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び個人情報保護委員会が所管する関係法令を実施するため、個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則	個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
（趣旨） **第一条**　個人情報保護委員会の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）第六条、第七条及び第九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　個人情報保護委員会に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている個人情報保護委員会の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条、第四条及び第六条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。
2　個人情報保護委員会の所管する法令に係る手続等（法第六条、第七条及び第九条の規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。	［項を加える。］
（定義） **第二条**　［略］	（定義） **第二条**　［同上］
2　この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。	2　前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。
3　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	［項を加える。］
一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。	
二　電子証明書　次に掲げるもの（行政機関等が法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。	
イ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書	
ロ　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）	
ハ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書	
ニ　その他行政機関等が指定する電子証明書	